

福岡県電子処方箋導入促進費補助金交付要綱

（通則）

第1条 福岡県電子処方箋導入促進費補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において交付するものとし、福岡県補助金等交付規則（昭和33年福岡県規則第5号。以下「交付規則」という。）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

（交付の目的）

第2条 この補助金は、電子処方箋管理サービスの導入に向けた保険医療機関等（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第3項各号に規定する病院若しくは診療所又は薬局であって、令和4年6月30日薬生総発第1号厚生労働省医薬・生活衛生局総務課長通知「医療提供体制設備整備交付金実施要領（電子処方箋管理サービス）」（以下「要領」という。）の「第2 交付対象事業」の1に規定される事業を実施し、社会保険診療報酬支払基金から要領の「第9 交付等の決定及び通知」の通知を受けた施設に限る。以下同じ。）のシステム整備に係る費用の負担に対して補助金を交付することにより、電子処方箋の活用・普及の促進を図ることを目的とする。

（事務の取扱い）

第3条 この補助金は、県から業務を委託された「福岡県電子処方箋導入促進費補助金事務局」（以下「事務局」という。）が事務の取扱いを行う。

（交付の対象）

第4条 この補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）とする。なお、補助事業を行う者（以下、「補助事業者」という。）が、第8条の規定による補助金の交付決定の前に行った事業についても、この交付要綱で認められている範囲内で適正と認められる場合は、補助の対象とすることができる。

- （1）保険医療機関等が電子処方箋管理サービスを初期導入（（3）に掲げるものを除く。）するために行う、レセプトコンピューター及び電子カルテシステム等の既存システムの改修、導入に付随する保険医療機関等職員への実施指導等（以下「システム改修等」という。）に係る事業
- （2）保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入とは別に新機能（「電子処方箋管理サービスの導入に関するシステムベンダ向け技術解説書」に掲げられた「リフィル処方箋」「口頭同意による重複投薬等チェック結果の閲覧」「マイナンバーカード署名」「処方箋ID検索」「調剤結果ID検索」に関する機能をいう。以下同じ。）を導入するために行うシステム改修等に係る事業
- （3）保険医療機関等が電子処方箋管理サービスの初期導入と新機能を同

時に導入するために行うシステム改修等に係る事業

(交付額の算定方法)

第5条 この補助金の交付額は、次の表の第1欄に定める対象経費の実支出額に第2欄に定める補助率を乗じて得た額と、第3欄に定める補助上限額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。なお、金額はいずれも税込みとする。

(1) 大規模病院（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項各号に規定する病床の合計数が200床以上の病院）の場合

1 対象経費	2 補助率	3 補助上限額
第4条（1）の事業実施に必要な経費	1／6	811千円
第4条（2）の事業実施に必要な経費	1／6	226千円
第4条（3）の事業実施に必要な経費	1／6	1,003千円

(2) 病院（医療法第7条第2項各号に規定する病床の合計数が200床未満の病院）の場合

1 対象経費	2 補助率	3 補助上限額
第4条（1）の事業実施に必要な経費	1／6	543千円
第4条（2）の事業実施に必要な経費	1／6	167千円
第4条（3）の事業実施に必要な経費	1／6	676千円

(3) 診療所の場合

1 対象経費	2 補助率	3 補助上限額
第4条（1）の事業実施に必要な経費	1／4	97千円
第4条（2）の事業実施に必要な経費	1／4	61千円
第4条（3）の事業実施に必要な経費	1／4	135千円

(4) 薬局の場合

1 対象経費	2 補助率	3 補助上限額
第4条（1）の事業実施に必要な経費	1／4	97千円
第4条（2）の事業実施に必要な経費	1／4	64千円
第4条（3）の事業実施に必要な経費	1／4	138千円

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 補助事業者は、オンライン資格確認等システムを運用開始した上で、電子処方箋管理サービスを利用できる環境を整備（電子署名に必要なHPKIカード等の保有も含む。）し、実際に電子処方箋管理サービス

を継続して実施しなければならない。

- (2) 電子処方箋の普及促進に関する以下の取組を行わなければならない。
 - ア 別に指定する周知広報資材（ポスター）の対象施設への掲示
 - イ 県が実施する電子処方箋の活用状況等に関する調査への協力
- (3) 補助事業の内容の変更（軽微な変更は除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- (5) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (6) 補助事業の遂行及び支出状況について知事の要求があったときは、速やかにその状況を報告しなければならない。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械及び器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し、又は廃棄してはならない。
- (8) 知事の承認を受けて（7）に定めた財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- (9) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (10) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌々年度から起算して5年間保管しておかなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (11) この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく県の負担又は補助を受けてはならない。

（交付申請及び実績報告）

第7条 この補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号（交付申請書

（兼）実績報告書）に関係書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（交付決定及び額の確定）

第8条 前条の規定による交付申請及び実績報告があった場合において、事務局はその内容を審査し、知事が適当と認めるときは、様式第2号（交付決定通知書（兼）額の確定通知書）を申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の場合において必要があるときは、補助金等の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金等の交付の決定をすることがある。

3 知事は、第1項の規定による額の確定後であっても、補助金等に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は補助事業者の承諾を得た上で職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させること（以下「検査等」という。）ができるものとする。

4 補助事業者は、前項の検査等に協力するよう努めなければならない。

（補助金の返還）

第9条 補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部を県に納付させることがある。

- （1）補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- （2）交付規則第4条の2各号のいずれかに該当したとき。
- （3）第6条各号に規定する条件のいずれかに違反したとき。
- （4）不正に補助金の交付を受けていたとき。

（消費税仕入控除税額の確定に伴う報告）

第10条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）は、様式第3号（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書）により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度の6月30日までに知事に報告しなければならない。また、この補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

（振込不能等の取扱い）

第11条 知事が第8条の規定による交付決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、事務局が確認等を求めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、補助事業者の責に帰すべき事由により交付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(その他)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 15 日から施行し、令和 6 年度から令和 7 年度までの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。